

食道外科専門医制度規則の変更点

【変更事項1】食道外科専門医申請の会員期間の緩和（5年から3年に緩和）

本学会の食道科認定医であり、かつ、申請時に継続して3年以上本学会会員で会費を完納していること。

【変更事項2】縦隔鏡下食道切除術の術式カウント

縦隔鏡下胸部食道切除術（リンパ節郭清を含む）

頸部からの上縦隔操作	術者	0.5点	手術指導医	0.5点
腹部からの中下縦隔操作	術者	0.5点	手術指導医	0.5点

縦隔鏡食道切除術における手術カウントの方法

- ① 頸部からの上縦隔操作と腹部からの中下縦隔操作を合わせて1症例分の1点として算定する。頸部からと腹部からの操作で術者が異なる場合は、2症例を合わせて1症例分の1点として算定する。
- ② 2症例を組み合わせた時に、縦隔リンパ節（101RL, 106recRL, 105, 108, 110, 107, 109RL, 111, 112aoA, 112pulRL）が郭清されていれば1点とするが、郭清されていない領域またはサンプリングの領域があれば合わせて0.5点と算定する。また、組み合わせた場合に頸部からと腹部からで重複して郭清された領域があっても全ての領域の郭清が行われていれば1点として認める。
- ③ 頸部からの上縦隔操作を単独で申請する場合は、定型的縦隔郭清が行われた症例の中で上縦隔の食道の剥離と両側頸部から No.101R~106recR~105 および No.101L~106recL の郭清を施行した症例のみ0.5点として認める。
- ④ 腹部からの中下縦隔操作を単独で申請する場合は、定型的縦隔郭清が行われた症例の中で気管分岐部以下の食道の剥離と中下縦隔のリンパ節郭清を施行した症例のみ0.5点として認める。ただし、頸部から気管分岐下リンパ節を郭清した症例では、手術記録で同部を含み定型的なリンパ節郭清が行われた症例であることが確認された場合は0.5点と認める。
- ⑤ 頸部または腹部からの操作を単独で申請する場合、郭清が不十分の場合は「0点」とする。

【変更事項3】サルベージ食道切除術を胸部食道切除術の術者カウントに加える

食道癌に対するサルベージ食道切除術は、手術アプローチ法（開胸、胸腔鏡、縦隔鏡、ロボットの区別）および郭清範囲に関わらず食道切除できた症例であれば、新規または更新申請に必要な食道癌に対する胸部食道切除術の術者または手術指導医のカウントに含めることができる。

【変更事項 4】 胸部食道癌の術者要件に食道胃接合部癌も一部対象に含める。

食道胃接合部癌に対して定型的な縦隔郭清を施行した症例は、新規または更新申請に必要な食道癌に対する胸部食道切除術の術者または手術指導医のカウントに含める。

【変更事項 5】 新規申請における胸部食道切除術の術者として必要な 15 点の対象術式

- ① 定型的縦隔リンパ節郭清（No.105, 106recRL, 107, 108, 109RL, 110, 111, 112aoA, 112pulRL の郭清）が施行された胸部食道癌に対する食道切除術。
- ② 胸部食道癌に対するサルベージ食道切除術。縦隔の郭清範囲は問わない。
- ③ 定型的な縦隔郭清術（No.105, 106recRL, 107, 108, 109RL, 110, 111, 112aoA, 112pulRL の郭清）を行った食道胃接合部癌症例。
- ④ 定型的な縦隔郭清を伴う縦隔鏡下食道切除術は 15 点中 10 点まで認める。ただし、算定方法は別項参照。
- ⑤ リンパ節郭清を伴わない単純食道切除術または郭清を省略またはサンプリングにとどめた領域がある症例は対象外。
- ⑥ 下部食道噴門部切除術（左開胸を含む）や郭清を伴わない非開胸食道抜去術は対象外。

【変更事項 6】

- ✓ 右胸腔アプローチによる胸部食道切除+縦隔郭清の手術ビデオの症例に原則限る。開胸、胸腔鏡、ロボット支援の別は問わない。
- ✓ 現時点では、縦隔鏡下食道切除術など縦隔鏡を用いた、あるいは一部用いた手術術式は審査の対象とはしない。

【変更事項 8】 新規申請に必要な総症例点数の緩和

食道外科専門医の新規申請に必要な診療経験点数を 50 点から **40 点**に引き下げる。

【変更事項 9】 更新申請に必要な申請資格条件の緩和

更新申請に必要な申請資格条件を、

診療経験点数の総数は 50 点から **30 点**に引き下げる。

食道癌に対する胸部食道切除術は術者または手術指導医としての要件は 15 点から **10 点**に引き下げる。更新申請に限っては、縦隔鏡下食道切除術のカウント制限はなしとする。

カウントできる術式は【変更事項 5】の①～⑥の術式と同じである。

特定非営利活動法人日本食道学会 食道外科専門医制度規則 施行細則

1. 本学会食道外科専門医審査のための手術経験一覧

	食道疾患の手術	術者の 点数	手術指導医 の点数
1. 食道悪性腫瘍の手術	頸部食道切除術 ^① (リンパ節郭清を含む)	1	1
	胸部食道切除術 ^① (リンパ節郭清を含む)	1	1
	下部食道噴門部切除再建術 ^② (下縦郭リンパ節郭清を含む)	1	1
	食道再建またはバイパス術(胃, 空腸による)	0.5	0.5
	食道再建またはバイパス術(結腸による)	1	1
	胸部食道癌頸部リンパ節郭清術 ^③	0.5	0.5
	頸部食道癌リンパ節郭清術 ^①	0.5	0.5
	非開胸食道切除術(食道拔去術)	0.5	0.5
	縦隔鏡下食道切除術 ^④ (リンパ節郭清を含む)	1 ^⑤	1 ^⑤
	サルベージ手術 ^⑥	1	1
2. 食道良性疾患の手術	食道再建またはバイパス術(胃, 空腸による)	0.5	0.5
	食道再建またはバイパス術(結腸による)	1	1
	食道良性腫瘍切除術	0.5	0.5
	食道気管支瘻分離術		
	食道裂孔ヘルニア・逆流性食道炎の手術		
	食道アカラシアの手術		
	食道憩室切除術		
	食道損傷・穿孔修復術 (特発性食道破裂を含む)		
	外科的食道異物除去術		
	食道瘻造設術		

	食道周囲膿瘍ドレナージ術		
	食道切除術 ^⑦		
3. その他の手術	頭頸部癌頸部リンパ節郭清術 ^①	0.5	0.5
	頭頸部癌食道再建術(胃,空腸による)	0.5	0.5
	頭頸部癌食道再建術(結腸による)	1	1
	胃管癌(後縦隔または胸骨御経路再建)に対する切除術 ^⑧	1	1
	胃管癌(皮下経路再建)に対する切除術 ^⑧	0.5	0.5

- ①: 再発例に対するものを含む
- ②: 下縦隔リンパ節郭清とは、110、111 および下縦隔の 112aoA リンパ節が全て郭清された症例を対象とする。
- ③: 3領域郭清術の両側頸部リンパ節郭清術(No.104+No.101)を指す。再発例に対するリンパ節郭清術は片側でもよい。
- ④: 新規申請においては、食道癌に対する胸部食道切除術の術者カウントとして15点中10点まで含めることができる。更新申請においては、食道癌に対する胸部食道切除術の術者カウントとして制限なく含めることができる。
- ⑤: 頸部からの上縦隔操作 術者 0.5 点 手術指導医 0.5 点
腹部からの中下縦隔操作 術者 0.5 点 手術指導医 0.5 点
(*原則、上縦隔操作と中下縦隔操作とをセットして1点とするが、詳細は「申請書類記入上の注意点」を参照する。)
- ⑥: 郭清の程度は問わない。また、食道癌に対する胸部食道切除術の術者カウントに含めてよい。
- ⑦: 大動脈ステント留置後の食道瘻や食道破裂または損傷などの良性疾患に対して郭清を伴わない食道切除を行った場合。
- ⑧: 胃管の切除範囲は問わない。